

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01018

研究課題名（和文）中華民国南京国民政府期における土地登記事業の制度分析

研究課題名（英文）Land Registration during the KMT period: an institutional analysis

研究代表者

田口 宏二郎（Taguchi, Kojiro）

大阪大学・大学院人文学研究科（人文学専攻、芸術学専攻、日本学専攻）・教授

研究者番号：50362637

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、1930年代の南京の土地登記事業に関する文献史料（いわゆる「南京土地登記文書」）を数多く収集し、これに基づいて論考の公刊・口頭報告（日本語・中国語・英語）を行うことができた。その結果として明らかになった論点を端的に言えば、第1に、当時の登記事業が20世紀前半期における流動的な政治状況のなかで実施されたこと、第2に、にもかかわらず、南京市民の様子見（「観望」）という均衡状態が、南京市政府における登記ルーティーンの微調整によって大きく変化したことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本期間の研究を通じて、旧来ほとんど分析の加えられることのなかった1930年代の南京における土地登記に関する知見を明らかにすることができた。これにより、既往の土地制度史研究における中国土地制度の評価、ならびに現在の経済史研究における制度論（とりわけ土地所有権に関する新制度派による「西洋中心的」な議論）を大きく刷新する可能性が拓かれた。今後は、日本史・西洋史・インド史など広範な研究分野との対話を通じ、本研究における知見を、より汎通的なものにするべく彫琢する予定である。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the land registration project of the KMT government in the capital Nanjing during the 1930s. By analyzing the numerous archives currently collected by the Academia Historica in Taipei and other organizations, I have found that the project was not necessarily "too little, too late" (@David Faure), but that we can obtain a plentiful of historical wisdom from this governmental project.

研究分野：中国経済史

キーワード：中華民国 土地登記 南京 制度

1. 研究開始当初の背景

中国における土地制度の研究は豊富にあるが、近代の都市部におけるそれに関するものは比較的希薄である。とりわけ、中華民国期における実体法の制定以降、土地不動産の分配に関わる制度実態について、一次史料を基にした分析はほとんど行われてこなかった。

2. 研究の目的

以上の状況に対し、土地所有権申請書・添付資料・南京市政府で作成された各種文書等(これらすべてを、以下「南京土地登記文書」と略称する)が、台湾国史館にて1万数千件収蔵されていることが判明している。この南京土地登記文書を収集・整理するとともに、関連史料に分析を加えることを通じて、民国期華中の一都市における土地不動産をめぐる制度的実体、およびその変化の過程を詳細に復元することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 上記で触れたような、南京土地登記文書を通覧することを通じて、1930年代の南京(当時の国民政府の首都であった)市における土地登記事業が、具体的にいかなるものであったか、というファクトファインディングを積み重ねる。

(2) と同時に、当該登記事業が南京市政府によって推進された政治的背景・社会的な文脈を特定する。これにより、当時の事業に対する市民たちの姿勢、国民党中央における政策意図や政治的過程との関連性を明らかにするという、政治史のおよび社会史のアプローチも用いる。

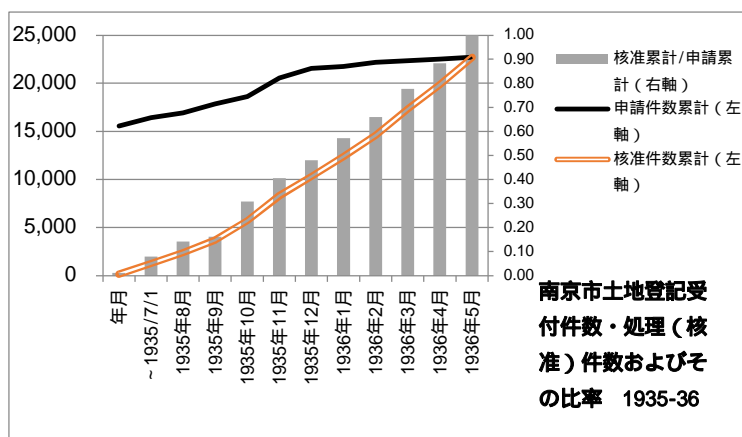
(3) また、漢語史料だけではなく、当時の南京における土地登記がどのように外国人に把握されたか、という点を追うことにより、とりわけ土地制度や登記制度の中国的特徴がどこにあったか、という点を浮かび上がらせる。

4. 研究成果

上記3.での項目に沿って、以下記述する

(1) 土地登記事業の具体的内容については、以下の点が判明した。事業開始の翌年、1935年になっても、登記事業の進展は捗々しいものではなく、やがて市長の馬超俊による測量および登記案件審査の手續簡素化、未登記地の市有地化といった実務上の諸変更をまって初めて、南京市内における3万筆前後の不動産はようやく登記される運びとなった。ただ、こうしたルーティーン上の調整は、登記完了件数の急激な増大を説明するものであっても、申請件数そのものは、馬超俊の施策以前から一定程度上昇を続けていた(グラフ)。したがって、実質審査主義の緩和が「市民の観望」状態を変動させた最大の要因と捉えることはできない。

政権のお膝元における「観望」を、公的エージェント間の未整合という中・短期的状況(および登記ルーティーン自体のコスト)と相即的に出来た一種の均衡状態と捉えるならば、以上の経緯は、国民党中央の挺入れ、市長の交替と政策的微調整(あるいは実質審査主義の緩和)といった実務レベル・短期的ファクタの変動が、結果的にこの均衡状態に変化をもたらしたという風に描くことができる。地政事業や司法整備、財政



収入をめぐる部門間の対立、登記申請手続に関わる諸コスト、未登記の不動産に対する市政府の姿勢等々、複数の領域と複数の系譜をもつ各要因の、いずれが登記プロジェクトを阻害する最大のものであったか(つまりどの要因の除去が、プロジェクトの制度的定着を進めるためにもっとも重要だったか)は特定するのは難しい。

ただ少なくとも、1930年代南京での登記政策が、なんらかの制度設計が緻密かつ一貫したかたちで実効化したものでも、ましてや都市不動産の流動化や地価高騰、不動産業者の変容といった経済環境の変化に即応するかたちで社会にスムーズに受容されていったわけでもないのは明らかである。むしろ妥協と局所的均衡の積み重ねであったこと、トップレベルの政治的軋轢・折衝と、下位レベルの実務的調整や登記申請という行為が、それぞれ相互に絡み合いつつ既往の制度を強化し、変容させる流れを構成することになったことが際立つ。総じていえば、登記事業を拘束することになったのは、各種の中期的ファクタであり、この均衡状態に変化をもたらしたのも、これまた多数の短期的ファクタによる累積効果であった。

(2) 登記事業を取り巻く政治的・社会的文脈については、以下の点が明らかとなった。1934年7月の登記事業の開始に際して、南京では、登記・地価確定へ向けた動きがいくつかのファクタによって拘束されていた。政府機関間における財政的資源の分配のありかたが定義されていなかったがゆえに、市内の2割から3割の面積を占める公有地について、契稅支払 契拋發行 登記という流れは円滑に進まなかった。土地法未施行という不透明な状況のなか、国民党内の諸プロジェクト間における整合性を高めるために多大な困難が高まっていた。以上の2点とも、一般市民の「観望」を増幅することになったことは疑いのないところである。いくら登記申請が「官方(おかみ)」から声高に叫ばれようとも、業戸としては、登記ルーティーンに時間と費用を割くインセンティブはさして高まることはなかったであろう。だからこそ逆に、「実現遺教」「確定産權」等々のお題目や、地価稅導入(および苛捐雜稅からの脱却)・不動産公示体制の構築といった實際的課題以上に、南京市民の「観望の道を閉ざす」ことが、当時、政体信認の試金石として過剰に位置づけられざるを得なかったのである。他方、当時の地価高騰にともなう経営規模拡大(および金融資本の進出)という動態のなか、登記政策の推進に敵対的な組織活動を進めうる不動産業専従者の存在したが、かなり寥々たるものだった。むしろ、北京政府期らしいの系譜を踏まえた「土劣」という決め言葉そのものが、国民党の強い姿勢を演出する効果を帯びており、つまるところは、これまた市民の「観望」に照準を合わせたものだった。もとより、同一の利害を共有する均質な「南京市民」などありえず、多様な主張を声高に行う複数の団体間の闘ぎあい(反經紀人キャンペーンもその一つだった)は当時しばしば観察された。つまり「観望」の主体もきわめて多元的なものだったということだが、ここでより重要なのは、国民党が「敵と味方」を明確に定義することによって、動員へのチャンネルを付けようとしていた点である。土地登記事業の阻碍要因 少なくとも石瑛が挙げたもののうち前二者 は、いずれも南京国民政府(もしくは国民党)内部におけるコーディネーション、目指す方向性の整合に関わる問題だった。事態は、単純な国家(国民政府・国民党) 社会(市民)モデルで描き切れるものではなく、むしろイーストマンが「空虚な殻 hollow shell」と呼ぶ国民党、その内部における軋轢・分合と、「観客」間相互におけるアモルファスな利害関係がどのような函数関係に立っていたか、短期的な状況変化がシステムの出力状況にいかなる影響を与えたか、という点こそが重要である。

(3)「外国人からみた土地登記事業」という点については、英国 National Archive 所蔵の British Foreign Office Records を用い、国民=国家構築期の南京における不動産登記と外国人の問題を素材に、所有と登記という議題設定が特に当時の英国人にとりどのような実務面での意味を有したかを探った。かれらは単に自国領事による地券認証のみに安んずることなく、国民政府政權下の地政事業の一環としての土地登記を通じて、彼らの「所有權」を保存しようと努めている。ところがこれが藪蛇となり、旧来慣習的に継続してきた永租システムの問題性が主題化されてしまう。当該システムこそ、不平等条約体制という中期的状況に作用され、英本国の土地取引法制度(エクィティおよびコモンローがないまぜになって)が屈折して伝統的私契秩序のうえに投射されたものだったといえる。

当時、土地からの不当利潤を排除すべく、また都市建設を進めるべく積極的に土地収用を行っていた国民党政府が、ドイツ 日本式で透明度の高い不動産登記システム導入を通じて、如上の投射構造にも手を入れようとしていく。だが為政者たちが生真面目に「不動産所有權の公示」というプロジェクトを遂行しようとするればすれほど、黙契的な了解のうえに成立する従来のあり方が、いかに多くの拘束要因=「制度」の交錯点に位置していたかが際立つことになったわけである。法多元性を地で行く、租界なる空間が既往の帝国法制の延長線上にあったこと、ここの諸制度の束ねられ方が、中短期スパンでの諸因子(条約改正交渉・国内外での紛争と対外世論・信託などをめぐる法学的議論・地価などの経済的動態・政体の興廃等々)によって決せられ、南京国民政府によって「整理」が試みられる様態であるが重要である。その過程で暫定的に特定の束が選り出され(あるいは再定義・「換骨奪胎」され)国法として昇華してゆくや、残余部分は法の抵触・陋習を表象するものとなる。いわば、「取り決め」の細分化と各公的主体間のすり合わせを通じて、複数起源をもつ諸制度が一つのゲシュタルト(たとえば英米法・中国法)として輪郭を露わにするようになったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田口宏二郎	4. 巻
2. 論文標題 南京の英国人	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 磯貝真澄・磯貝健一編『帝国ロシアとムスリムの法』昭和堂	6. 最初と最後の頁 185-212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田口宏二郎	4. 巻
2. 論文標題 明清時代の農業	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 吉澤誠一郎（他編）『論点・東洋史学』ミネルヴァ書房	6. 最初と最後の頁 196-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田口宏二郎	4. 巻
2. 論文標題 登記の時代(2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 村上衛編『転換期中国における社会経済制度』京都大学人文科学研究所	6. 最初と最後の頁 105-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件／うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Kojiro Taguchi and Michihiro Ogawa
2. 発表標題 A Sino-Indian comparison of terra-nexus
3. 学会等名 The 19th World Economic History Congress（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kojiro Taguchi and Michihiro Ogawa
2. 発表標題 Terra-nexus or social domains relating to land in China and India: a note for comparative history
3. 学会等名 Workshop: A Comparison between China and India (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小川道大・田口宏二郎
2. 発表標題 空間・分配・秩序：土地制度をめぐる中印比較
3. 学会等名 社会経済史学会大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田口宏二郎
2. 発表標題 中国における民事法の系譜
3. 学会等名 第17回近代中央ユーラシア比較制度史研究会（東北大学）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田口宏二郎
2. 発表標題 分析単位の形式化：中印比較のための覚書
3. 学会等名 中印比較史の創生：データベースに基づく総合的研究 グループ1第2回研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Taguchi Kojiro
2. 発表標題 Per-capita GDP of early modern China: Reexamination of post- Maddison statistics
3. 学会等名 The 22nd Academic Exchange Seminar Between Shanghai Jiao Tong University and Osaka University (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田口宏二郎
2. 発表標題 登記の時代(2)
3. 学会等名 「転換期中国における社会経済制度」研究班研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------